

福岡県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、福岡県私立高等学校等学び直し支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(受給権者等)

第2条 知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等のうち、福岡県内に設置されている私立の高等学校等（以下「私立高等学校等」という。）の生徒等であって、次の各号の全てに該当する者のうち知事が認めた者（以下「受給権者」という。）に対して、支援金（法第5条の規定に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額）を交付する。

- 一 日本国内に住所を有する者
- 二 法第2条に規定する高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- 三 法第3条第2項第2号に該当する者
- 四 平成26年4月1日以降に私立高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
- 五 法第2条に規定する高等学校等を退学したことがある者
- 六 支援金の支給を通算して24月以上受けていない者
- 七 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

(支援金の代理受領等)

第3条 私立高等学校等の設置者（以下「学校設置者」という。）は、受給権者に代わって支援金の交付に必要な事務手続を行うとともに、支援金を受領し、その有する授業料債権の弁済に充てるものとする。

(交付の申請)

第4条 学校設置者は、支援金の交付を受けようとするときは、別に通知する期日までに、様式第1号による交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付の決定を行い、学校設置者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく交付の決定を行う場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項の決定を受けた学校設置者は、決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるため、支援金の交付申請を取下げようとするときは、当該決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(学校設置者の責務)

第7条 学校設置者は、法令、本要綱、支援金の交付決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反してはならない。

2 学校設置者は、支援金を受給権者への支給以外の用途に使用してはならない。

3 学校設置者は、支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行ってはならない。

4 学校設置者は、交付の決定後生じた事情の変更等により、支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合は、直ちに知事に報告しなければならない。

(交付の変更)

第8条 学校設置者は、第5条第1項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第2号による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の変更交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更交付決定を行い、学校設置者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付することができる。

(状況報告及び調査)

第9条 知事は、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、学校設置者に対し報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(実績報告)

第10条 学校設置者は、交付の決定を受けた支援金について、翌年度の4月5日までに、様式第3号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、前条の報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る支援金の支給の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、学校設置者に通知するものとする。

(概算払)

第12条 学校設置者は、支援金の概算払を受けようとするときは、様式第4号により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(支援金の経理)

第13条 学校設置者は、支援金の経理についての帳簿を備え、支援金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、支援金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 学校設置者は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を支援金の支給の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の取扱いに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年9月10日から施行し、平成26年度の支援金から適用する。